

群馬大学重粒子線医学推進機構運営会議内規

平成21. 6. 24制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学重粒子線医学推進機構（以下「機構」という。）規則第6条第2項の規定に基づき、群馬大学重粒子線医学推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 重粒子線医学研究センターの運営に関する事。
- (2) 重粒子線医学センターの運営に関する事。
- (3) その他機構の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 総務・財務担当理事
- (3) 医学系研究科長
- (4) 附属病院長
- (5) 重粒子線医学研究センター長
- (6) 重粒子線医学センター長
- (7) その他機構長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第4条 前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は前任者の残任期間とする。

(議 長)

第5条 運営会議に議長を置き、議長は第3条第1項の委員をもって充てる。

2 議長は、運営会議を主宰する。

(会 議)

第6条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

1 この内規は、平成21年6月24日から施行する。

2 この内規施行後、最初に選考される第3条第7号の委員は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。